

星川もえぎ保育園
2024 年度事業計画

特定非営利活動法人 育援会

令和6年 3月
6月追記

はじめに

認可移行8期目、開かれた児童福祉施設として、関係機関（近隣小学校、保育所、他福祉施設等）との連携を深め、子どもの健全な発達を図り、ひとりひとりの健やかな育ちを支援する様々な取り組みを実施していきながら、地域の子育て支援施設としての役割を果たしていく。

異年齢の保育形態、及び発達を見通した活動では年齢保育を柔軟にとり入れながら、子ども主体の保育が展開されるように施設を運営していく。保育内容については、職員一人ひとりが「もえぎ」のひとりひとりの成長をサポートする保育を大事にする思いを土台にもち、保育所保育指針に基づき作成した全体的な計画に基づき、各年齢の年間、月毎、個別といった計画の中で子どもの育ちを見通し、保育に取り組めるようにする。また、日々の保育の中で個々の発達状況により、計画を柔軟に見直し、子どもの成長発達を踏まえた保育実践が行われるようにしていく。職員については、「安心して働き続けられる職場」となるように、労務環境を可能な限り改善し、職員の定着を図れるようにする。ライフステージにより様々な働き方を選ぶ職員（短時間勤務者含め）や、入職退職による状況の変化が生じた際にも、体制が組み立てられるように見通しをもった人材の層（経験値の幅）や人員確保、緊急非常時など、組織としての事業の業務継続ができるような組織運営が継続して努められるようにする。

1 施設運営

(1) 児童の処遇

ア 事業概要

種 別	認可保育所		
名 称	星川もえぎ保育園		
所 在 地	横浜市保土ヶ谷区川辺町 3-1 パークシティ横濱D棟 1階		
電 話 番 号 (F A X)	045-744-7001 (045-744-7194)		
責 任 者 氏 名	山崎真澄美		
開 設 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日		
利 用 定 員	0 歳児	1 歳児	2 歳児
	3 名	7 名	7 名
	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	10 名	10 名	10 名
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育 / 一時保育 / 障がい児保育		
事 業 所 番 号	1410051024206		

1 市基準の保育士数(有資格者のみ)

以下、4歳以上児配置改善加算ありの場合

区分	年齢区分	利用定員	4月1日付 在籍児数						市基準保育士数			
			市内児童			市外児童		私的契約	合計	(小数点第2位以下切捨て)		
			標準	短時間	人	標準	短時間				人	
市基準による保育士配置(本園)	0歳児	3人	4	0	人	0	0	人	0	人	4 ÷ 3 = 1.3人	
	1歳児	7人	8	0	人	0	0	人	0	人	8 ÷ 4 = 2.0人	
	2歳児	7人	6	1	人	0	0	人	0	人	7 ÷ 5 = 1.4人	
	3歳児	10人	8	2	人	0	0	人	0	人	10 ÷ 15 = 0.6人	
	4歳以上児	20人	19	0	人	0	0	人	0	人	19 ÷ 24 = 0.7人	
	小計①	47人	45	3	人	0	0	人	0	人	48 ※ 6人 c	
	利用定員が90人以下の施設に対する保育士加配(1人)										1	人 d
	保育標準時間認定対応保育士(1人)										1	人 e
	小計②(c~e)										8	人 f
	市基準による保育士配置(分園)	0歳児				人			人		人	0 ÷ 3 = 0.0人
1歳児					人			人		人	0 ÷ 4 = 0.0人	
2歳児					人			人		人	0 ÷ 5 = 0.0人	
3歳児					人			人		人	0 ÷ 15 = 0.0人	
4歳以上児					人			人		人	0 ÷ 24 = 0.0人	
小計①'		0人	0	0	人	0	0	人	0	人	0 ※ 0人 c'	
利用定員が90人以下の施設に対する保育士加配(1人)										0	人 d'	
保育標準時間認定対応保育士(1人)										0	人 e'	
小計②'(c'~e')										0	人 f'	
小計③(f+f')										8	人 g	
その他加算の保育士	主任保育士専任加算(1人)										1	人 h
	チーム保育推進加算(平均経験年数12年以上の施設)(1~2人)										0	人 i
合計(g~i)										9	人 j	
その他加算の保育士	外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)										0	人 k
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)										1	人 l
合計(j~l)										10	人 m	
必要保育士数										10	人 n	

イ 月別保育稼働予定日数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計 293日
25日	24日	25日	26日	26日	23日	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
26日	24日	24日	23日	22日	25日	

ウ 健康管理

保育園は、子どもが1日における長時間にわたる時間を過ごす場所である。養護面（健康、情緒）への配慮がされた衛生的で安全な、子どもが心身共に快適的で安心してすごせる居場所となるような生活環境を整える。

【子どもたちの健康面に関する具体的取組】

- ※ 年間2回（春・秋）園医が来園し健康診断・歯科検診を行う。（産休明け児は1ヶ月毎）
- ※ 入園後、早い時期に園医による健康診断の実施
- ※ 在園児の予防接種の記録並びに在園児の法定伝染病の罹患記録を園に保管、随時更新する。
- ※ 毎月身長体重を測定し、その結果をルクミー園児メモリーに入力すると、保護者が情報を共有できる（保育システムアプリの活用）
- ※ 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策として、乳児：0歳児5分毎、1歳児10分毎に睡眠時に呼吸確認を行う（あおむけ寝の徹底）
- ※ 家庭の登園前検温の実施により子どもの体調を把握し、保育中の体調の急変等に対応できるようにする。
- ※ 毎朝の受け入れ時には、視診触診により登園前の家庭での様子を引き継ぎ、クラス保育士（担任）に引き継げる体制を作る。（個人ボードの活用や連絡アプリ提出状況の確認）
- ※ 緊急時に備え、職員の連携や情報共有の体制について日頃より確認していく。避難訓練や救急対応において研修を進め、対応の理解を深める。
- ※ 温度計・湿度計を各保育室に設置し、室内環境の安全と衛生管理の維持を確認し、記録に残す。
- ※ 状況に応じて加湿器や空気清浄機を適宜使用し、感染対策（ウイルスの飛散の防止）に努める。
- ※ 全職員が毎月検便検査を実施する。
- ※ 害虫駆除を定期的（年2回）に実施する。
- ※ 調理担当者の必要に応じたノロウイルスへの検査の推進を図る。

年間保健行事

保健行事	対象年齢
内科検診	産休明け児57日～89日（月1回程度）、1歳児以上（年2回）
歯科検診	全園児（年2回） * 歯科衛生士による衛生指導の依頼
視聴覚検査	3歳児
尿検査	3歳児以上（年1回）
歯みがき指導 （看護師）	基本3歳児以上 開始時期は歯科検診後予定（コロナ禍後の導入の為4・5歳児より開始 3歳児様子を見て開始/2歳児は食後のうがい）
手洗い指導 （看護師）	手洗い歌の活用 手洗いチェッカー等（5歳児）

エ 保育全体目標

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。	
保育目標 (就学年齢時の目指すこども姿)	豊かな感受性を育み、人を大切にしようとする気持ちをもつ主体的に判断し、行動できるこども ～好奇心を持ち、様々な事を日々楽しむことのできる心～
<保育・教育の内容と特徴>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ひとりひとりの個性に合わせた成長の支援 ◎ 身近な安心できる大人との安全な環境の中で自分が表現できるようになる ◎ たてわり保育の特性(異年齢児との関わり)を活かした社会性の育ち ◎ 日々の生活と遊びの中で経験した事を取り入れて様々な行事を行い、子どもの経験が広がる ◎ 日々の生活と遊びの中で生きていく上で必要な感覚や力を身につける <p>*規則正しい生活リズム及び自立した生活習慣を身につける/集団で遊び過ごす中での仲間関係の経験をする /自己の意思決定や自律の気持ちをもつ/楽しみながらものごとへの興味・関心を広げる</p>

オ 施設の目的・運営方針・保育内容・職員の姿勢

目的	運営理念「ひとりひとりの豊かな成長を促すための落ち着いた雰囲気と保健的で安全な環境を提供する」を実践する中で、ひとりひとりの個性を理解し、その育ちを支援していく。たてわり保育の特徴を活かし社会性や協調性が育まれる子どもたちの健全な育成及び福祉の増進を実現する。加えて地域の子育て支援に貢献していく。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 健康的で安全な、子どもが心身共に快適に生活できるよう環境を整える ◎ ひとりひとりの子どもの生活リズムを大切に、生理的欲求や依存欲求が満たされる関わりで、生命の保持と情緒の安定を図る ◎ ひとりひとりの子どもの個性を大切に、その成長を促す ◎ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者への子育てを支援する。又、保護者との協同による子どもにとってより良い豊かな環境づくりに努める ◎ 豊かな感受性を育み、人を大切にしようとする気持ちをもつ主体的に判断し行動できるように子どもの育ちを支える ◎ 子どもが好奇心をもち、日々を楽しむことができる心を育む

- ・子どもをあたたかい心で、子どもの心をやさしく育てていく。
- ・子どもが安心して、楽しい園生活を送れるように保育環境を整え、保育を行う。保護者と子どもの日々の姿を共有し家庭の子育てを支える。
- ・子どもの自主性を尊重しつつ、集団生活の中での社会性や協調性を身につけていけるようにかかわる。また、それらを通じてひとりひとりの子どもの成長・発達を促していく。
- ・季節の自然に触れ、食育、栽培、飼育に親しむことで命の大切さを尊ぶ心を育てていく。
- ・子ども達が安心して過ごすことのできる生活の場を提供していく。
- ・子ども達の人権を尊重し、個性を大切にしながら、のびのびと成長することが出来る環境をつくる。
- ・子ども達の最も身近な大人の一人として、また、人間の基礎をつくる大事な時期に多くの時間を関わる者としての自覚を持ち、子ども達の模範となるような言葉かけや動きを実践する。
- ・子どもがやさしさや思いやりを持ち、更には基本的な生活習慣を習得し、ルールの大切さを自分自身で

感じ取れるような保育を心掛けていく。

・子どもをめぐる状況や時代の背景に沿って、多様な生活体験ができる保育内容を組み立てる。

カ 保育形態：日常を過ごす保育室3部屋を2クラス毎に区分けするが、その活動の域は異年齢活動の中で柔軟に保育が展開されるものとする

キ 年齢別保育計画：

クラス	保育計画
0 歳 児	保育者と信頼関係を築く中で、その関わりを喜び、自己主張を受け止めてもらいながら過ごす安心できる環境の中で、五感を使った遊びを喜び、身の回りに対する興味や好奇心の芽生えを育む
1 歳 児	落ち着いた環境の中で安定した生活リズムができ、食事を喜んで食べ、排泄・着脱などを保育者と一緒に自分でやってみようとする気持ちが芽生える / 身体的な発達が伸び、活発な動きができるようになり行動範囲や興味が広がるとともに、他者に気付いて関わりが増えていくが、その関わりは、まだ未熟な為、保育者とのつながりを基に、自分の思いを言葉や行動で伝えようとする
2 歳 児	ひとりひとりの自我の育ちを見守り、受け止めながら情緒の安定を図り、自分の気持ちを安心して表すことができるようになる / 好きなあそびを見つけ、友だちとのやりとりを楽しみ、あそびを広げていく
3 歳 児	遊びを通して、友だちとの関わりが深くなり、経験したことを取り入れ遊びを発展させていく生活に必要な基本的な生活習慣を身につけ、進んで行うようになる
4 歳 児	共通の目的を持ち、仲間とのつながりが強くなる中で、自分の主張を受け入れてもらったり、相手の主張を受け入れるなどの経験を積み重ね、人との関わり方を知る 自分でできることの範囲を広げながら、生活に必要な生活習慣やふるまいを身につける
5 歳 児	異年齢の子を含めた友達との関わりやその関わりの中で役割を担い、主体的に生活し、遊びを楽しむ意欲的のものごとに取り組む。それらの経験の中で自分を信じる力が育まれていく 適切な言葉を話したり、生活に必要な習慣や態度を身につける

ク 主な行事予定

4 月	新入児入園式/進級お祝い会	健康診断	新入児：個人面談
5 月	春の遊び	歯科検診	懇談会
6 月	幼児運動会		園見学随時対応開始
7 月	七夕会/水遊び/年長お楽しみ会	療育センター巡回相談	
8 月	夏の遊び		
9 月	マンション秋祭り参加 (幼児) 遠足 交通安全教室 (幼児クラス)	3 歳児：視聴覚検査	引き取り訓練 第三者評価 (保護者アンケート)
10 月	秋の遊び (乳児：親子遊ぼう会)	幼児：尿検査	(運営委員会) 第三者評価 (施設訪問)
11 月		健康診断/歯科検診	
12 月	生活発表会 /クリスマス会		
1 月	お正月遊び		保護者対象：交通安全教室
2 月	豆まき/ (4.5 歳児起震車)	療育センター巡回相談	(運営委員会)
3 月	ひな祭り マンション文化祭 卒園式		懇談会 新入説明会/新規入園面談

- * 個人面談：新入児は年間2回以上（入所1ヶ月目安1回）/在園児は年間1回以上適宜実施する
- * その他、近隣保育施設・小学校との交流（幼保小連携事業）を図る
- * 保育参加（保育室毎受け入れ可能日を調整する）

ケ 食事

旬の食材を出来るだけ多く使用したメニューの提供を心掛ける。

※献立…毎月、自園の栄養士が栄養管理された献立を組み立て、それに基づき調理を行う。

※離乳食について、家庭（保護者）と連携と共有のもと、提供する。

※離乳食は、初期・中期・後期・完了に区分し、個々の成長に合わせ、栄養士・調理・保育担当者が情報共有しながら提供する。

※幼児食については、1～5歳児まで基本的には、同一のメニューとなるが、必要栄養摂取量を基に3歳未満児と3歳以上児では、量や食材、味付けは提供年齢によって対応する。（子どもの発育状況により、見直しをする）

※アレルギー除去食への対応（確認の上）

※保育室に毎日の給食・午後おやつの写真を掲示する。

※職員は食事配膳時に、食事専用のエプロン・三角巾を使用する。

※幼児クラスでは、年齢に応じた当番活動を行っていく。

※食事の際に、食事環境を整える。

※材料は、原則として国産のものを使用するように努める。（魚や一部の野菜等、やむを得ないときもある。）

※魚は、骨抜き加工したものの使用に努める。

※栄養士による給食便りを発行し、食育啓発に努める。

コ 安全教育

交通安全教育（年1回）：市道路局/警察

消防安全教育：幼児キッズ防災教室（幼児クラス）/起震車（4、5歳児）→各年

非常災害避難訓練（毎月）*保護者参加の引き渡し訓練の実施（年1回）

非常時対応訓練（不審者）

（2）職員の処遇

ア 職員構成 *年度4月時点 32名

園長 1名

主任保育士 1名（常勤1名）

保育士 18名（常勤10名*時短制度利用保育士内1名）（非常勤8名）

看護師 1名（常勤1名）

栄養士 2名

調理員 2名 *他施設連携職員含まず

事務員 1名

嘱託医 2名（非常勤）

保育補助 5名

イ 職員健康管理

健康診断 年1回（6～10月）*非常勤職員は入社月による

細菌検査（検便） 毎月1回

ウ 職員会議

- ・常勤職員会議：毎月 1 回実施
- ・リーダー会議：適宜
- ・保育室部門会議：乳児室クラス会議、中央室クラス会議、幼児室クラス会議に配置職員は参加し、必要な議題について協議する /他適宜 非常勤保育士会議、保育補助会議
- ・給食会議 毎月 1 回（喫食状況・食育活動について/衛生管理について）
- ・離乳食会議/アレルギー会議：乳児室会議で行うことがある。又、適宜保育リーダーの参加を判断する
- ・行事会議 適宜：行事担当を中心にメンバーが参集される

エ 研修計画

外部研修：経験や課題に応じた適切な研修への参加を勧奨する。

キャリアアップ研修

園内研修：保育実践、人権擁護、衛生管理、安全管理、防犯、救急法・事故対応、事故防止
個別支援児対応、マニュアル

オ 労務規程

職員の処遇が担保され、職員は就業規則をはじめ各種規程に則り、組織人として業務向上に努める。

カ 月間取り組み

交通安全週間 春と秋：散歩ルート安全確認等見直し

乳児 SIDS 防止月間 春と秋：

防災月間 9月：備蓄確認、防災の日、保護者引き取り訓練

虐待防止月間 11月：人権擁護について確認

ハラスメント月間 12月：職員次年度継続意向調査他 面談

他 食品衛生月間（ノロ・ロタウィルス防止）8月

手洗い衛生指導：インフルエンザ等感染流行時期

2 保育事業

① 延長保育事業

平日 7時から 20時まで各家庭の横浜市認定保育時間を超える時間帯を、利用者保護者の就業状況、家庭支援状況により、保育を提供する。（必要性の確認あり）

土曜日 延長保育なし

*標準時間認定保育時間 7:30-18:30

*短時間認定保育時間 8:30-16:30

② 一時保育事業

定員の空があるクラスにおいてそのスペースを活用して行う

③ 地域活動推進

- ・世代間交流等：地域のとの交流を通じて、世代間の交流活動を行う。（マンション行事：秋祭り、文化祭）
- ・地区保育施設交流：（地区連携ネットワーク）保育教育施設、（幼保小事業）小学校との連携を図ることで、就学に向けて幼児教育と小学校教育の円滑な接続を期待する。

④ 子育て支援

必要に応じて関係機関との連携調整に努める

(区子ども家庭支援課/地域資源ネットワーク/要保護児童対策協議会/幼保小連携事業/地域保育施設
地域子育て支援連絡会)

3 施設管理

(1) 事務関係

ア 会計事務、管理事務、給付事務、利用者管理事務、職員勤怠

園長が情報と状況を把握し、法人事務・保育事務を中心に適切に処理し、その状況を園長は把握する。
購入物品について：金額に応じて起案、稟議の上承認される

園長は毎月横浜市、区への必要な情報を確認する。その情報をもとに法人事務が市へ給付請求をする

イ 児童処遇事務（保育、給食、健康管理）

園長が個人情報の管理責任者として、必要な情報を必要な担当者が取り扱いできるように、情報保持や
管理の徹底がされるようにする。その上で担当者が情報を管理し保育に活用する。

(2) 設備関係

機器・遊具の設備点検…担当を定め、定期的に点検を実施する。

設備整備：稟議の上承認され、手配

(3) 備品関係

必要に応じ、備品・消耗品の購入を行う。尚、仕入れ先等可能な限り限定し、事務効率の向上を図る。

(4) 災害対策

ア 避難訓練（自然災害：毎月1回

イ 緊急対応訓練：不審者、救急対応、行方不明見失い

ウ 防災設備の点検委託：マンション管理会社管理

エ 非常備蓄（食料/飲料/簡易食器）80人分（全児童数+全職員数）×3食×（3日）分

（災害時備品）ポータブル電源/ランタン等照明/簡易トイレ/電池/ラジオ/衛生用品/オムツ

(5) 業務継続対策

ア 業務効率化について（保育システムの導入 ITC 化）

保育に関する記録/保護者連絡ツール/園児登降園管理/
職員勤怠管理

イ 保育体制強化：保育補助者雇用促進

加算：スポット加算/高齢者推進加算*保育にかかる周辺業務を行う職員の配置

ウ 保育士働き方改革 *保育士確保や定着を促す

4 保護者に向けて

(1) 保護者支援：支援により、安定した親子関係が築かれ、保護者の養育力の向上につながることを目指す

保護者が求めている子育ての問題や課題について保護者の気持ちに寄り添い受け止めた
上相談、助言等の援助を行う。子どもの生活（24時間）の連続性を踏まえ、家庭と
子育てを連携する

(2) 保育への理解と協力の促進を目的とする活動

ア 保育参加

保育参加は日程を複数設定し実施する。

誕生月を目安に参加を案内する

イ クラス別懇談会

年2回、クラス毎又は保育室毎の共同で開催する場合あり。他都度、必要に応じて開催する

ウ 個人面談

個人面談を年1回以上実施する。(保育参加後の面談含む、適宜実施)

エ 情報提供、報告

- ・毎月発行；園だより/保健だより/給食（食育）だより/給食献立表（離乳食・乳幼児）
- ・クラスだより・・・行事や季節、活動により適宜発行 4回以上

5 地域社会との連携

開かれた保育園を目指し、地域社会との積極的な交流を持つ。

地域の人材、行事、施設等の資源を活用し、保育内容と連動し子どもの豊かな生活体験が充実するようにする

- * 地域行事への参加・・・秋祭り/文化祭/防災訓練
- * 近隣小学校・保育園等の教育施設・児童福祉施設との連携・・・地区ネットワーク連携事業
- * 区福祉センターとの連携
- * 子育て支援団体への参加 等

6 評価

保育運営：保育者の自己評価

保育所自己評価

第三者評価 5年毎の受審

施設運営：児童福祉施設一般指導監査

特定子ども子育て支援施設の確認指導